

長野県ヤングケアラーコーディネーター配置・専用相談窓口設置・研修会開催事業業務
受託者審査要領

(目的)

第1 この要領は長野県ヤングケアラーコーディネーター配置・専用相談窓口設置・研修会開催事業委託契約に係る公募型プロポーザル方式実施公告(以下「実施公告」という。)に基づき応募のあった提案を審査し、同事業を委託する候補者(以下「委託候補者」という。)を選定することについて、必要な事項を定める。

(審査会の設置)

第2 委託候補者を選定するため、受託者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の構成等)

第3 審査委員会は別表に掲げる者をもって構成する。なお、審査は、過半数の審査委員の出席により成立するものとする。

2 委員長は、次世代サポート課長をもって充てる。

なお、委員長が欠席する場合は、委員長が指名する者がその職務を代理する。

3 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(審査事項)

第4 審査委員会は、実施公告に基づき応募の提案を審査し、最も高い運営能力を有すると認められる委託候補者を1者選定するものとする。

なお、提案者が1者のみの場合も審査を実施する。

(審査項目)

第5 審査の項目及び観点は、次の7つとする。

(1) ヤングケアラーコーディネーターの配置

(2) 専用相談窓口の設置・対応

(3) 県下のヤングケアラー支援ネットワーク構築

(4) 市町村が実施するヤングケアラー支援体制構築の支援

(5) 研修会の企画開催

上記(1)から(5)について、ヤングケアラーの特性を承知した上で、運営について優れた提案・企画がされているか。

(6) 運営経費

運営経費の内容が適切か。また、他事業との経費の区分が明確か。

(7) 個人情報の保護体制

個人情報の取り扱いに留意し、漏えい、滅失及びき損の防止に対応できる体制がとられているか。

(審査方法)

第6 提案の審査方法は、書類審査及びプレゼンテーションにより行うものとし、別添の審査票に審査委員が記入することにより行う。

なお、提案者が1者の場合は書類審査のみとする。

(審査基準)

第7 審査は5段階とし、各審査委員は以下の基準により、提案者1人につき35点満点として採点を行う。

- | | |
|--------------|----|
| ・優（非常に優れている） | 5点 |
| ・良（優れている） | 4点 |
| ・普通（基準点） | 3点 |
| ・可（やや劣っている） | 2点 |
| ・不可（劣っている） | 1点 |

(委託候補者選定)

第8 第7の採点の結果、その平均が基準点の合計（3点×7項目）以上の提案者のうちで最も点数の高かった者を委託候補者とする。なお、同点の場合は、委員長（委員長が不在の場合は委員長代理）が指名する者を委託候補者とする。

なお、平均が基準点の合計以上の提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、審査に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。